

丸亀市中央学校給食センター及び丸亀市飯山学校給食センター調理等業務委託事業仕様書

- 1 目 的 丸亀市中央学校給食センター及び丸亀市飯山学校給食センター調理等業務委託事業
- 2 履行期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- 3 履行場所 丸亀市飯山町東坂元 2065 番地 1 丸亀市中央学校給食センター（以下「中央学校給食センター」という。）
丸亀市飯山町東坂元 2063 番地 1 丸亀市飯山学校給食センター（以下「飯山学校給食センター」という。）

4 委託業務の実施に係る基本的事項

(1) 給食基本食数及び給食基本日数

給食基本食数及び給食基本日数は下表のとおりとする。

なお、給食数は週単位又は日単位で指示する。

（中央学校給食センター）

項 目	7 年度	8 年度	9 年度	受配校等
ク ラ ス 数	147 組	147 組	147 組	こども園 2 園
給 食 基 本 食 数	4,800 食	4,800 食	4,800 食	幼稚園 2 園
給 食 実 施 日 数	200 日	200 日	200 日	小学校 6 校
				中学校 3 校

（飯山学校給食センター）

項 目	7 年度	8 年度	9 年度	受配校等
ク ラ ス 数	70 組	70 組	70 組	こども園 1 園
給 食 基 本 食 数	2,200 食	2,200 食	2,200 食	小学校 4 校
給 食 実 施 日 数	200 日	200 日	200 日	中学校 1 校

※中央学校給食センターについては、上記の表に加えて、(4)のとおりアレルギー対応給食と長期休業日期間の給食提供がある。

(2) 給食受配校等

（中央学校給食センター）

- ① 丸亀市土器町西四丁目 668 番地 城東幼稚園
- ② 丸亀市川西町南 161 番地 城辰幼稚園
- ③ 丸亀市郡家町 787 番地 郡家こども園

- ④ 丸亀市綾歌町岡田東 1150 番地 あやうたこども園
- ⑤ 丸亀市土器町西五丁目 113 番地 城東小学校
- ⑥ 丸亀市川西町北 151 番地 城辰小学校
- ⑦ 丸亀市郡家町 790 番地 1 郡家小学校
- ⑧ 丸亀市垂水町 1408 番地 垂水小学校
- ⑨ 丸亀市綾歌栗熊東 323 番地 栗熊小学校
- ⑩ 丸亀市綾歌町岡田下 217 番地 岡田小学校
- ⑪ 丸亀市大手町一丁目 5 番 1 号 東中学校
- ⑫ 丸亀市郡家町 3690 番地 南中学校
- ⑬ 丸亀市綾歌町栗熊東 431 番地 綾歌中学校

(飯山学校給食センター)

- ① 丸亀市飯山町真時 71 番地 1 飯山こども園
- ② 丸亀市飯山町川原 1874 番地 飯山北小学校
- ③ 丸亀市飯山町上法軍寺 1206 番地 飯山南小学校
- ④ 丸亀市綾歌町富熊 1227 番地 富熊小学校
- ⑤ 丸亀市飯野町西分 113 番地 飯野小学校
- ⑥ 丸亀市飯山町川原 1110 番地 飯山中学校

(3) 給食基準調理員数

この契約期間中での委託業務に係る給食基準調理員数は、委託者が提案書で示した人員を基準とする。

(4) 給食用食材料等の調達

委託業務に使用する学校給食用食材料等は、委託者が示す丸亀市学校給食用物資調達・保管基準に従い、受託者が委託者から調達する。

(5) 中央学校給食センターのアレルギー対応給食及び夏休み等長期休業期間の給食業務の実施

(ア) 「丸亀市食物アレルギー対応マニュアル」「アレルギー対応給食用指示書」に基づき、除去・代替食調理業務を中央学校給食センター2階アレルギー食対応調理室にて実施する。

※ 除去・代替食は鶏卵（うずら卵含む。）、乳（牛乳、脱脂粉乳、バター、生クリーム、チーズ等）

※ 代替食は卵・乳の入ったデザート、パン、果物（キウイ、メロン、バナナ）

(イ) 夏休み、冬休み、春休みの期間中、こども園については約40日間の給食業務（アレルギー対応給食含む。）を中央学校給食センターにて実施する。

(ウ) 長期休業中の給食対象こども園、調理予定給食数（1日あたり）

こども園名	令和7年度	令和8年度	令和9年度
郡家こども園	80	80	80
あやうたこども園	40	40	40
飯山こども園	70	70	70
その他	25	25	25
計	215	215	215

※上記については目安であるため、園児教職員等の人数により変動する。

5 業務内容

(1) 給食調理等（食材の検収、下処理、調理、配缶及び給食の完成検査）

(ア) 調理業務等に当たっては、ドライシステム方式により実施する。

(イ) 中央学校給食センター又は飯山学校給食センターが作成した献立表、献立指示書（報告様式第2号）に従い、委託者が調達する食材料を使用し、受託者が作成した業務及び衛生管理マニュアルに基づいて、副食（複数メニュー）と米飯等の下処理、調理を行い、給食用専用食缶に配膳をする。

(ウ) 食物アレルギー対応給食の調理は、丸亀市食物アレルギー対応マニュアル、アレルギー対応給食用指示書に従い、丸亀市が調達する食材料を使用し、受託者が作成した業務及び衛生管理マニュアルに基づいて、中央学校給食センター2階アレルギー食対応調理室で調理を行い、委託者が指定する個人用保温容器に配膳をする。

(エ) 委託者による給食の完成検査を受ける前に、自己の管理基準に従って検査（確認）をする。

(2) 食器等の洗浄・消毒及び保管

食器具類の洗浄、消毒及び保管業務は、要求水準書並びに受託者が作成した業務及び衛生管理マニュアルに基づいて行う。

(3) 施設、設備機器及び器材等の清掃

日々、施設、設備機器及び器材（以下「指定機材等」という。）、備品及び什器類の整理・整頓と清掃を行う。また、長期休業に合わせて食器類や施設の清掃等を行う。

(4) 施設管理・ボイラー業務

(ア) ボイラーの運転管理及び学校給食日常点検表（報告様式第7号）によって、施設及び指定機材等の日々の点検を行い、故障の予防及び性能の維持に努める。

(イ) 業務遂行中に異常を認めたときは、市に直ちに報告し、必要な措置を講じて業務に支障をきたさないようにする。

(5) 残菜及びゴミの処理

残菜及びごみの処理は調理業務等作業基準に従って行う。

(6) 前各号に附帯する業務

6 業務分担区分

本委託業務における委託者及び受託者の業務分担区分は、「要求水準書 添付資料」のとおりとする。

7 作業基準

委託業務は、学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）及びその他関連法令及び要綱等を遵守し、受託者が作成した業務及び衛生管理マニュアルに基づいて行う。

8 業務従事者の配置等

- (1) 給食基準調理員数の3分の1以上について、次に掲げる資格のいずれかを有する常勤の業務従事者（もっぱらこの委託業務に従事し、1従事日につき休憩時間を除き6時間以上従事することを常態とする者をいう。以下同じ。）を配置すること。

(ア) 栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条に規定する栄養士（以下「栄養士」という。）

(イ) 調理師法(昭和33年法律第147号)第3条に規定する調理師（以下「調理師」という。）

- (2) 学校給食の経験者（もっぱらこの委託業務に従事し、1従事日につき休憩時間を除き6時間以上従事することを常態とする者であって、次に掲げる学校給食のいずれかについての調理経験を有する者をいう。以下同じ。）を1名以上配置すること。

(ウ) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条に規定する学校給食

(エ) 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和32年法律第118号)第2条に規定する学校給食

(オ) 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和31年法律第157号)第2条に規定する学校給食

- (3) 前2号に掲げる者のほか、栄養士又は調理師の資格を有し、健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項に規定する特定給食施設において3年間以上の調理経験を有する業務従事者1名を配置すること。

- (4) 学校給食の調理並びに学校の保健及び学校の安全について規定する関係法令等に適合しない者を委託業務に従事させてはならない。

- (5) 業務従事者の配置に当たっては、あらかじめ次に掲げる必要書類を委託者に提出しなければならない。

(ア) 業務従事者の氏名、従事者の職種及び資格の有無を記載した書類

(イ) 業務責任者及び業務副責任者については、勤務経験のある特定給食施設名及び勤務期間を記載した書類

(ウ) 学校給食の経験者については、勤務経験のある学校給食施設名及び勤務期間を

記載した書類

- (エ) すべての業務従事者について実施した赤痢菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌（O157以外の他の大腸菌を含む。）検査及びノロウィルス検査（10月～3月）の結果報告書（直近のものに限る。）の写し
 - (オ) すべての業務従事者について実施した健康診断（学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第10条に規定する健康診断の項目と同内容又は同内容以上であることを要する。以下同じ。）の結果（直近のものに限る。）の写し
- (6) やむを得ない理由により業務従事者の異動又は交替を行おうとするときは、事前に委託者に通知し、必要事項を記入した書類等を提出するとともに、業務従事者の頻繁な変更、業務の質の低下を招かないよう配慮すること。

9 業務責任者等の選任

- (1) 次に掲げる責任者等を選任すること。

(ア) 業務責任者（1名以上）

業務責任者は、学校給食センターなどの大量調理施設で3年以上の実務経験を有し、栄養士法第2条に規定する管理栄養士（以下「管理栄養士」という。）、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有し、調理業務等に関する事務を処理する者とする。ただし、業務責任者は、常勤の勤務者とし、権限を持つ者とする。

(イ) 業務副責任者（1名以上）

業務副責任者は、学校給食センターなどの大量調理施設で2年以上の実務経験を有し、管理栄養士、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有し、業務責任者に事故があるとき、又は欠けたときにその職務を代行する者とする。業務副責任者は、常勤の勤務者とし、権限を持つ者とする。

(ウ) 食品衛生責任者（1名）

食品衛生責任者とは、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17の第1号に規定する「食品衛生責任者」をいい、管理栄養士又は栄養士の有資格者とする。

なお、食品衛生責任者は学校給食衛生管理基準（文部科学省）における衛生管理責任者及び大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）における衛生管理者を兼ねることができる。食品衛生責任者は、常勤の勤務者とする。

(エ) アレルギー対応給食責任者（1名以上）

アレルギー対応給食責任者は、学校給食センターなどの大量調理施設で2年以上の実務経験を有し、管理栄養士、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有し、アレルギー対応給食調理業務等に関する事務を処理する者とする。アレルギー対応給食責任者は、常勤の勤務者とする。

(オ) 施設管理・ボイラー業務従事者

施設管理・ボイラー業務従事者は、普通第一種圧力容器作業主任者（普通第

一種圧力容器取扱作業主任者技能講習終了)又は2級ボイラー技士以上の資格を有し、施設及び指定機材等の維持管理、ボイラー運転・日常点検業務等に関する事務を処理する者とする。

- (2) 業務責任者等の選任に当たっては、あらかじめ栄養士、調理師等の資格を証する書類の写しを委託者に提出すること。

10 施設及び指定機材等の使用

- (1) 調理業務は、中央学校給食センター又は飯山給食センターに備え付けられた施設及び指定機材等を使用して行う。
- (2) 土地、施設、指定機材等、備品及び什器類の使用は無償とし、「要求水準書 添付資料」に一覧表を掲げる。
- (3) 受託者は、次に掲げるものを負担すること。
- (ア) 受託者が負担し用意する消耗品等は、「要求水準書 添付資料」のとおりとする。
 - (イ) 給食従事者の衛生管理に関する研修会等に係る経費
 - (ウ) 腸内細菌検査及び健康診断料等（10月～3月におけるノロウィルス検査も含む。）
 - (エ) 調理被服等クリーニング代
 - (オ) その他日々消耗する物品について、受託者の負担とすることが適当と認められるもの
- (4) 受託者は、施設及び指定機材等を破損した場合は、各学校給食センター長に報告し、その損害を賠償するものとする。

11 安全・衛生管理

- (1) 食品衛生責任者は、関係法令に基づき食品の安全衛生管理に留意するとともに、給食の調理、配膳等が衛生的に行われるよう、自ら指揮命令する業務従事者の衛生教育に努めること。
- (2) 業務従事者の衛生管理
- (ア) 受託者は、業務従事者に対し健康診断を定期的に行うほか、常に業務従事者の健康状態に注意し、異常を認めた場合は速やかに受診させること。
なお、新規採用者を業務に従事させる場合は、従事する日前2週間以内に健康診断及び検便を行うこと。
 - (イ) 詳細については、調理等業務委託要求水準書及び受託者が作成した業務及び衛生管理マニュアルに基づいて行うこと。
 - (ウ) 受託者は、業務従事者が次の各号のいずれかに該当するときは、委託業務に従事させてはならない。
 - ① 下痢、発熱、腹痛又は嘔吐している場合
 - ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第

114号)第6条に規定する感染症又はその疑いがある場合

③ 化膿性疾患が手指にある場合

(エ) 受託者は、業務従事者が手指に傷がある場合には、適切に処置しなければならない。

(オ) 受託者は、下痢をしている業務従事者について、速やかに検便を実施しなければならない。

(3) 食品の取扱い

食品の取扱いは、調理等業務委託水準書及び受託者が作成した業務及び衛生管理マニュアルに基づいて行う。

(4) 施設及び指定機材等の管理

施設及び指定機材等の管理は、調理等業務委託水準書並びに受託者が作成した業務及び衛生管理マニュアルに基づいて行うこと。

(5) 残菜及びゴミの処理

残菜及びゴミの処理は、調理等業務委託水準書に従って処理すること。

(6) 保存用食材料、及び保存食については、調理等業務委託水準書及び受託者が作成した業務及び衛生管理マニュアルに基づいて管理し、それぞれ保存すること。

(7) 立入検査

受託者は、受託者独自の責任において立入検査を行うこと。また、丸亀市教育委員会、中讃保健福祉事務所及び学校薬剤師等による立入検査が行われる場合は、積極的に協力すること。

(8) 営業許可

ア 受託者は、この契約の履行に当たり、令和7年4月1日までに食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項に規定する許可を受け、その写しを委託者に提出しなければならない。

12 契約金額の減額

(1) 契約書第9条第1項に規定する給食数に大幅な減少があった場合の契約金額の減額は、次の方法による。

(ア) 実給食人員が給食予定食数の2分の1未満の給食実施日(以下「減食実施日」という。)が給食基本日数の100分の5を超えたときにおいて、当該超えた日1日につき、契約金額を給食基本日数で除して得た額(1円未満は切り捨てる。)に0.2を乗じて得た額を契約金額から減じる。

(イ) 前号に規定する契約金額から減じる額については、この契約における最終の請求における請求額から減じるものとし、なお不足額があるときは、委託者は、これを受託者から徴収する。

(2) 契約書第9条第2項に規定する契約金額の減額の基準は、別紙のとおりとする。

13 契約解除に伴う措置

この契約が解除され、又は契約期間が満了したときは、受託者は委託者の指定する期間内に次の措置をとらなければならない。ただし、委託者が受託者と再度この委託契約を締結したとき、又は委託者が措置する必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 施設及び指定機材等を速やかに原状に復して、委託者に明け渡し、又は返還すること。
- (2) 受託者が指定機材等に委託業務を実施するために必要な機械器具等を設置しているときは、速やかに原状に復して、委託者に明け渡し、又は返還すること。
- (3) 委託者の指定する期日において、委託者の指定する者に対し、委託業務を実施するために必要な知識、経験等について説明すること。

14 研 修

- (1) 受託者は、調理及び食品の取扱い等が安全、衛生的かつ適正に行われるように、また学校給食の目的を十分理解し、園児、児童及び生徒たちの健やかな成長に資することができるように、委託契約履行期間中において、業務従事者に対して 15 回以上研修会を実施し、資質の向上に努めなければならない。研修の実施に要する費用は委託者の負担とする。
- (2) 受託者は、研修を行ったときは、速やかに研修を行った日時、場所、研修参加者の氏名及び研修内容を記入した研修実施報告書を研修で配布した文書と併せて委託者に提出しなければならない。

15 報 告

受託者は、次に掲げる事項について、中央学校給食センター、飯山給食センター又は丸亀市教育委員会教育部学校給食センター（以下「市学校給食センター」という。）に報告を行うこと。

◎原本、○は写し

報 告 書 類	提出方法	様式	中央・飯山学校給食センター	市学校給食センター
学校給食日常点検票 調理業務完了報告書	毎日、中央・飯山学校給食センター長へ	様式 7	◎	×
		様式 8	◎	×
委 託 業 務 完 了 届	業務履行の翌月 5 日まで	様式 13	○	◎
検 便 結 果 報 告 書	実施後速やかに		◎	×
健康診断結果報告書	実施後速やかに		○	×
業 務 従 事 者 報 告 書	年度の当初		○	◎
業務従事者変更報告書	変更の都度	様式 5	○	◎
研 修 実 施 報 告 書	実施後速やかに		○	◎

16 運営活動への参加等

受託者は、自己が選任する業務責任者等2名を中央及び飯山学校給食センター内に組織されている学校給食研究委員会に参加させ、下記に定める事項について意見又は提言することができる。

- (1) 調理業務に関する事項
- (2) 献立に関する事項
- (3) 食材料に関する事項
- (4) その他必要な事項

17 学校給食実施の中止通知

委託者は、次の条件のいずれかに該当する場合は、受託者に対して学校給食の全部又は一部の中止を通知する。

- (1) 台風、大雨、大雪、地震等の天災事変及び異常気象により、全部の学校給食を実施しないときは、受託者に対して当該全部の給食を実施しない日の当日の午前6時まで通知する。
- (2) 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に開催予定の運動会又は保護者参観等の学校行事が、天候の都合により中止となり、その振替日が決定したときは、受託者に対して当該学校行事により全部の給食を実施しない日の前々日の午前中までに通知する。
- (3) インフルエンザ等の疾病により、学校又は学年閉鎖等が決定したときは、受託者に対して当該決定日の翌日から、当該学校又は学年閉鎖の学校等の全部又は一部の給食を実施しないことを通知する。
- (4) 上記のほか、やむを得ない事情により、市学校給食センターが全部の給食を実施しないことを決定したときは、受託者に対して、原則として全部の給食を実施しない日の前日の午前中までに通知する。

18 指揮監督等

- (1) 受託者は、業務従事者の指揮監督、その他の業務管理等を行い、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、その他関係法令上の一切の責任を負うものとする。
- (2) 受託者は、業務責任者等に、委託料の請求、契約の締結、解除及び変更に係る事項を除き、この契約に基づく権限を代理させることができる。

以 上